

＊北海道公報

発行 北 海 道
(総務部法制文書課)
電話 011 - 231 - 4111
(内線 22-264)
FAX 011 - 232 - 1385
印刷 富士プリント(株)

目 次 ページ

規 則

○労働組合法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則..... (人事課)	37
○破産法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則..... (法制文書課)	37
○児童福祉法施行細則の一部を改正する規則..... (子ども未来づくり推進室)	39
○北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則..... (金融課)	40

訓 令

○北海道事務決裁規程及び北海道文書管理規程の一部を改正する訓令..... (人事課)	46
--	----

告 示

○海岸保全区域の指定の一部改正..... (農村整備課)	46
○知事権限に係る保安林の指定..... (治山課)	46
○道路の供用の開始..... (道路整備課)	47
○急傾斜地崩壊危険区域の指定..... (砂防災課)	47

道地方労働委員会訓令

○北海道地方労働委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する訓令	47
○北海道情報公開条例の施行に関する北海道地方労働委員会規程の一部を改正する訓令	48
○北海道地方労働委員会事務局事務取扱規程の一部を改正する訓令.....	48

規 則

労働組合法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成16年12月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第135号

労働組合法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則
(北海道庁舎等管理規則の一部改正)

第1条 北海道庁舎等管理規則(昭和41年北海道規則第86号)の一部を次のように改正する。

別表4の事項中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

(北海道行政組織規則の一部改正)

第2条 北海道行政組織規則(昭和41年北海道規則第21号)の一部を次のように改正する。

第13条の労政福祉課の事項第9号中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

附則第5項中「北海道地方労働委員会事務局の組織に関する規則」を「北海道労働委員会事務局の組織に関する規則」に、「北海道地方労働委員会事務局の」を「北海道労働委員会事務局の」に改める。

附則第6項中「北海道地方労働委員会事務局総務課」を「北海道労働委員会事務局総務課」に改める。

(北海道職員倫理規則の一部改正)

第3条 北海道職員倫理規則(平成12年北海道規則第158号)の一部を次のように改正する。

別表第1の12の事項中「地方労働委員会事務局長」を「労働委員会事務局長」に改める。

(北海道財務規則の一部改正)

第4条 北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「地方労働委員会事務局長」を「労働委員会事務局長」に改め、同条第2号中「地方労働委員会事務局総務課長」を「労働委員会事務局総務課長」に改め、同条第3号中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

(北海道地方労働委員会事務局の組織に関する規則の一部改正)

第5条 北海道地方労働委員会事務局の組織に関する規則(昭和41年北海道規則第23号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北海道労働委員会事務局の組織に関する規則

第1条中「北海道地方労働委員会事務局」を「北海道労働委員会事務局」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。

(北海道地方労働委員会事務局の組織に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この規則の施行の日の前日において現に次の表の左欄に掲げる組織の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、当該右欄に掲げる組織の相当の職員となるものとする。

地方労働委員会事務局	労働委員会事務局
地方労働委員会事務局総務課	労働委員会事務局総務課
地方労働委員会事務局審査課	労働委員会事務局審査課
地方労働委員会事務局調整課	労働委員会事務局調整課

破産法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成16年12月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第136号

破産法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

（北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成16年北海道規則第125号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「破産宣告」を「破産手續開始の決定」に改める。

（北海道公害防止施設改善資金貸付規則等の一部改正）

第2条 次に掲げる規則の規定中「破産の宣告」を「破産手續開始の決定」に、「申立等」を「申立て等」に改める。

- （1）北海道公害防止施設改善資金貸付規則（昭和45年北海道規則第86号）第17条第1項第5号
- （2）北海道消費生活協同組合資金貸付規則（昭和32年北海道規則第59号）第12条第2号
- （3）北海道中小企業設備合理化促進条例施行規則（昭和32年北海道規則第63号）第18条第5号

（北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正）

第3条 北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和60年北海道規則第71号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第4号中「破産により」を「破産手續開始の決定により」に改め、同項第5号中「破産」を「破産手續開始の決定」に改める。

（北海道希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部改正）

第4条 北海道希少野生動植物の保護に関する条例施行規則（平成13年北海道規則第123号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項第4号中「破産により」を「破産手續開始の決定により」に改め、同項第5号中「破産」を「破産手續開始の決定」に改める。

（消費生活協同組合法施行細則の一部改正）

第5条 消費生活協同組合法施行細則（昭和23年北海道規則第102号）の一部を次のように改正する。

第6条第6号中「破産宣告の請求」を「破産手續開始の申立て」に、「破産の宣告」を「破産手續開始の決定」に改める。

（北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則等の一部改正）

第6条 次に掲げる規則の規定中「破産」を「破産手續開始の決定」に改める。

- （1）北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則（昭和37年北海道規則第52号）第6条第3号
- （2）北海道土地区画整理推進用地先行取得資金貸付規則（平成9年北海道規則第111号）

第8条第2項

（北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部改正）

第7条 北海道中小企業高度化資金貸付規則（昭和42年北海道規則第157号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「破産」を「破産手續開始の決定」に改める。

別記第2号様式第7条第1号中「破産」を「破産手續開始」に改める。

（北海道農業改良資金等貸付規則等の一部改正）

第8条 次に掲げる規則の規定中「破産」を「破産手續開始」に改める。

- （1）北海道農業改良資金等貸付規則（平成14年北海道規則第96号）別記第7号様式北海道農業改良資金借用証書特約条項第1条第5号及び別記第14号様式北海道農業改良資金道貸付金借用証書特約条項第2条第5号
- （2）北海道林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和51年北海道規則第91号）別記第5号様式林業・木材産業改善資金借用証書特約条項第1条第5号

（家畜取引法施行細則の一部改正）

第9条 家畜取引法施行細則（昭和31年北海道規則第169号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式その2末尾欄外注の2の事項中「破産による」を「破産手續開始の決定による」に改める。

（森林組合法施行細則の一部改正）

第10条 森林組合法施行細則（昭和54年北海道規則第8号）の一部を次のように改正する。

第24条第2号中「破産の宣告を請求した」を「破産手續開始の申立てをした」に、「又は破産の宣告」を「又は破産手續開始の決定」に改める。

（北海道土地区画整理組合資金貸付規則の一部改正）

第11条 北海道土地区画整理組合資金貸付規則（昭和39年北海道規則第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「破産」を「破産手續開始の決定」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

（建築士法施行細則の一部改正）

第12条 建築士法施行細則（昭和25年北海道規則第257号）の一部を次のように改正する。

別記第8号様式中 「 3 開設者が破産した 」 を 「

3 開設者が破産手續開始の決定を受けた 」 に、 「 5 法人が破産又はた

合併以外の事由により解散し

を

5 法人が破産手続開始の決定又は合併以外
由により解散した

の事

に改める。

(北海道財務規則の一部改正)

第13条 北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)の一部を次のように改正する。

第262条第4号中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

附 則

- この規則は、平成17年1月1日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第137号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則(昭和32年北海道規則第128号)の一部を次のように改正する。

第18条中「国又は」を削り、「知事」を「支庁長」に改める。

第21条及び第22条中「知事」を「支庁長」に改める。

別記第21号様式その1及びその2を削り、同様式その3中「年度児童福祉法による措置費等道費負担金交付申請書」を「年度児童福祉法による保育所運営費等道費負担金交付申請書」に、「第4号」を「第4号の2」に改め、同様式その3の2(1)の事項を次のように改める。

- (1) 年度児童福祉法による保育所運営費等市町村分道費負担金所要額調書(別紙)

別記第21号様式その3の別紙中「年度児童福祉法による入所施設措置費等市町村分道費負担金所要額調書」を「年度児童福祉法による保育所運営費等市町村分道費負担金所要額調書」に改め、同様式その3の別紙末尾欄外注2の事項中「措置者(入所児)数」を「入所児童等数」に改め、同様式その3を同様式とする。

別記第28号様式その1及びその2を削り、同様式その3中「年度児童福祉法による措置費

等道費負担金に係る事業実施状況報告書」を「年度児童福祉法による保育所運営費等道費負担金に係る事業実施状況報告書」に、「第4号」を「第4号の2」に改め、同様式その3の添付書類1の事項及び2の事項を次のように改める。

- 1 年度児童福祉法による保育所運営費等市町村分道費負担金実施状況内訳書(別紙1)

- 2 初日入所人員等施設種別及び事業費支弁入所者数月別集計表(別紙2)

別記第28号様式その3の別紙1中「年度児童福祉法による入所施設措置費等市町村分道費負担金実施状況内訳書」を「年度児童福祉法による保育所運営費等市町村分道費負担金実施状況内訳書」に、

実支出額	寄附金	実支出額から寄附金を控除した額 ①	支 弁				総 額		計 ②
			事務費	一 般 生活費	医療費	入院時 食 事 療養費	児童用 採暖費	その他	

を

実支出額	寄附金	実支出額から寄附金を控除した額 ①	支 弁				総 額		計 ②
			事務費	一 般 生活費	被虐待 児受入 加算額	医療費	入院時 食 事 療養費	児童用 採暖費	

に改め、

同様式その3の別紙1末尾欄外注1の事項中「及び第4号の措置費等」を「の助産の実施又

は母子保護の実施に要する費用（以下「実施費用」という。）（市分）及び同条第4号の2の保育の実施に要する保育費用」に改め、同注2(1)の事項中「公立施設に」を「公立施設（保育所を除く。以下同じ。）に」、 「持出分」を「持ち出し分」に、「措置費等」を「実施費用」に、「措置（入所）児童」を「入所児童」に改め、同注2(2)の事項中「公立民営施設も含む」を「保育所以外の公立民営施設を含む。以下同じ」に改め、同注3の事項中「措置費（運営費）」を「実施費用」に改め、同注4の事項中「措置費」を「実施費用」に改め、同様式その3の別紙2中「初日措置（入所）人員等施設種別及び事業費支弁入所者数月別集計表」を「初日入所人員等施設種別及び事業費支弁入所者数月別集計表」に改め、同様式その3の別紙2末尾欄外注3の事項中「措置を受けて入所した措置実人員」を「助産の実施を行った実入所人員」に改め、同注4の事項を削り、同様式その3を同様式とする。

別記第29号様式その1及びその2を削り、同様式その3中「年度児童福祉法による措置費等道費負担金に係る事業実績報告書」を「年度児童福祉法による保育所運営費等道費負担金に係る事業実績報告書」に、「第4号」を「第4号の2」に改め、同様式その3の添付書類1の事項及び2の事項を次のように改める。

- 1 年度児童福祉法による保育所運営費等市町村分道費負担金精算額内訳書（別紙1）
- 2 初日入所人員等施設種別及び事業費支弁入所者数月別集計表（別紙2）

別記第29号様式その3の別紙1中「年度児童福祉法による入所施設措置費等市町村分道費負担金精算額内訳書」を「年度児童福祉法による保育所運営費等市町村分道費負担金精算額内訳書」に、

「

実支出額	寄附金	実支出額から寄附金を控除した額 ①	支 弁 総 額						計 ②
			事務費	一 般 生活費	医療費	入院時 食 事 療養費	児童用 採暖費	その他	

」

を

「

実支出額	寄附金	実支出額から寄附金を控除した額 ①	支 弁 総 額							計 ②
			事務費	一 般 生活費	被虐待 児受入 加算額	医療費	入院時 食 事 療養費	児童用 採暖費	その他	

」

に改め、

同様式その3の別紙1末尾欄外注1の事項中「及び第4号の措置費等」を「の助産の実施又は母子保護の実施に要する費用（以下「実施費用」という。）（市分）及び同条第4号の2の保育の実施に要する保育費用」に改め、同注2(1)の事項中「公立施設に」を「公立施設（保育所を除く。以下同じ。）に」、 「持出分」を「持ち出し分」に、「措置費等」を「実施費用」に、「措置（入所）児童」を「入所児童」に改め、同注2(2)の事項中「公立民営施設も含む」を「保育所以外の公立民営施設を含む。以下同じ」に改め、同注3の事項中「措置費（運営費）」を「実施費用」に改め、同注4の事項中「措置費」を「実施費用」に改め、同様式その3の別紙2中「初日措置（入所）人員等施設種別及び事業費支弁入所者数月別集計表」を「初日入所人員等施設種別及び事業費支弁入所者数月別集計表」に改め、同様式その3の別紙2末尾欄外注3の事項中「措置を受けて入所した措置実人員」を「助産の実施を行った実入所人員」に改め、同注4の事項を削り、同様式その3を同様式とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成16年12月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第138号

北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

北海道中小企業高度化資金貸付規則（昭和42年北海道規則第157号）の一部を次のように改正する。

第1条中「共同化、集団化その他中小企業構造の高度化」を「連携、事業の共同化、中小企業の集積の活性化（独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第2

条第3項に規定する中小企業の集積の活性化をいう。以下同じ。)等」に改める。

第2条第1項第8号中「中小企業総合事業団法施行令(平成11年政令第203号)」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令(平成16年政令第182号)」に改め、同項第9号及び第10号を削り、同条第2項中「共同化、集団化その他中小企業構造の高度化に寄与する事業を実施するため」を「連携、事業の共同化、中小企業の集積の活性化等」に改める。

第3条から第3条の6までを次のように改める。

(貸付の対象となる事業)

第3条 道は、予算の範囲内において、次に掲げる事業(以下「中小企業高度化事業」という。)の用に供する土地、建物その他の施設で知事が認めたもの(以下「貸付対象施設」という。)を取得し、造成し、又は整備するのに必要な資金について、中小企業高度化資金を貸付する。

- (1) 経営革新計画承認グループ事業(政令第2条第1項第1号イに掲げる事業であって、知事が定める基準に適合するものをいう。第3条の3において同じ。)
- (2) 下請振興事業計画承認グループ事業(政令第2条第1項第1号ロに掲げる事業であって、知事が定める基準に適合するものをいう。第3条の3において同じ。)
- (3) 施設集約化事業(次に掲げる事業をいう。第3条の3において同じ。)

ア 政令第2条第1項第2号イに掲げる事業のうち、独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務(産業基盤整備業務を除く。)に係る業務運営、財務及び会計に関する省令(平成16年経済産業省令第74号。以下「省令」という。)第28条第1項第1号イに該当するものであって、知事が定める基準に適合するもの

イ 政令第2条第1項第2号ロに掲げる事業のうち、省令第29条第1項第1号イに該当するものであって、知事が定める基準に適合するもの

ウ 政令第2条第1項第2号ハに掲げる事業のうち、省令第30条第1項第1号の基準に適合するものであって、知事が定める基準に適合するもの

エ 政令第2条第1項第2号ニに掲げる事業のうち、省令第31条第1項第1号の基準に適合するもの(同条第2項第1号イに該当するものに限る。)であって、知事が定める基準に適合するもの

オ 政令第2条第1項第2号ニに掲げる事業のうち、省令第31条第1項第2号の基準に適合するものであって、知事が定める基準に適合するもの

- (4) 連鎖化事業(次に掲げる事業をいう。第3条の3において同じ。)

ア 政令第2条第1項第2号イに掲げる事業のうち、省令第28条第1項第1号ロに該当するものであって、知事が定める基準に適合するもの

イ 政令第2条第1項第2号ニに掲げる事業のうち、省令第31条第1項第1号の基準に適合するもの(同条第2項第1号ロに該当するものに限る。)であって、知事が定める基準に適合するもの

- (5) 共同施設事業(政令第2条第1項第2号イ又はロに掲げる事業のうち、省令第28条第1項第1号ハ又は省令第29条第1項第1号ロの基準に適合するものであって、知事が定める基準に適合するものをいう。第3条の3において同じ。)

- (6) 経営改革事業(政令第2条第1項第2号イ又はニに掲げる事業のうち、省令第28条第1項第1号ハに該当し、又は省令第31条第1項第3号の基準に適合し、かつ、情報の収集、処理又は提供、製品開発、技術開発、デザイン開発その他参加者の抜本的体質改善を図るもの(特定中小企業団体(政令第2条第1項第2号イに規定する特定中小企業団体をいう。以下同じ。))が、当該特定中小企業団体に設置する電子計算機に接続する情報処理設備を併せて取得し、組合員又は所属員(以下「組合員等」という。)に買取予約付きで賃貸するものを含む。)であって、知事が定める基準に適合するものをいう。第3条の3において同じ。)

- (7) 設備リース事業(政令第2条第1項第2号イに掲げる事業のうち、省令第28条第1項第1号ハに該当し、かつ、組合員等の生産の効率化、経営の合理化その他の改善に必要とする設備を取得し、当該設備を組合員等買取予約付きで賃貸するもの(特定中小企業団体に設置する電子計算機に接続する情報処理設備を併せて取得し、組合員等買取予約付きで賃貸するものを除く。)であって、知事が定める基準に適合するものをいう。第3条の3において同じ。)

- (8) 企業合同事業(政令第2条第1項第2号ハ若しくはニに掲げる事業のうち省令第30条第1項第2号から第6号まで若しくは省令第31条第1項第4号から第8号までの基準に適合するもの又は政令第2条第1項第2号ホに掲げる事業であって、知事が定める基準に適合するものをいう。第3条の3において同じ。)

- (9) 集団化事業(政令第2条第1項第3号に掲げる事業であって、知事が定める基準に適合するものをいう。第3条の3において同じ。)

- (10) 集積区域整備事業(政令第2条第1項第4号に掲げる事業であって、知事が定める基準に適合するものをいう。第3条の3において同じ。)

- (11) 地域産業創造基盤整備事業(政令第2条第2項第1号に掲げる事業であって、知事が定める基準に適合するものをいう。第3条の3において同じ。)

- (12) 商店街整備等支援事業(政令第2条第2項第2号に掲げる事業であって、知事が定める基準に適合するものをいう。第3条の3において同じ。)

- (13) 地域産業創造基盤整備活性化事業(過去に第11号に掲げる事業又はこれに相当する事業を行った特定会社(政令第2条第2項第1号に規定する特定会社をいう。以下同じ。)、公益法人(民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人をいう。以下同じ。)、商工会等(同号に規定する商工会等をいう。以下同じ。))又は市町村が中小企業者の経営環境の変化に対応するために施設を整備し、又は既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するための施設を再度整備するための事業(第11号に掲げるもの

を除く。）であって、知事が定める基準に適合するものをいう。第3条の3において同じ。）

- (14) 商店街整備等活性化支援事業（過去に第12号に掲げる事業又はこれに相当する事業を行った特定会社、公益法人又は商工会等が、中小企業経営環境の変化に対応するために施設を整備し、又は既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するための施設を再度整備するための事業（同号に掲げるものを除く。）であって、知事が定める基準に適合するものをいう。第3条の3において同じ。）

（貸付の種類）

第3条の2 中小企業高度化資金の貸付の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 利息を付すもの（以下「有利子貸付」という。） 小規模事業者貸付、広域貸付、施設再整備貸付及び普通貸付
- (2) 利息を付さないもの（以下「無利子貸付」という。） 小規模事業者貸付、広域貸付、施設再整備貸付、普通貸付及び災害復旧貸付
- 2 小規模事業者貸付、広域貸付、施設再整備貸付、普通貸付及び災害復旧貸付の要件は、別表第1に定めるとおりとする。

（貸付の相手方）

第3条の3 中小企業高度化資金の貸付の相手方は、次の各号に掲げる貸付の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 経営革新計画承認グループ事業に係る貸付 経営革新計画承認グループ事業を実施する一の代表者、経営革新計画承認グループ事業を実施するそれぞれの者又は経営革新計画承認グループ事業を実施する者のすべての者が連名で貸付を受けようとする場合にあっては当該連名したすべての者
- (2) 下請振興事業計画承認グループ事業に係る貸付 下請振興事業計画承認グループ事業を実施する一の代表者、下請振興事業計画承認グループ事業を実施するそれぞれの者又は下請振興事業計画承認グループ事業を実施する者のすべての者が連名で貸付を受けようとする場合にあっては当該連名したすべての者
- (3) 施設集約化事業に係る貸付 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、協業組合又は合併会社（中小企業者が会社である他の中小企業者と合併する場合における当該合併後存続する会社（中小企業者である会社に限る。）又は当該合併により設立した会社をいう。以下同じ。）若しくは出資会社（中小企業者が会社である他の中小企業者に対して出資をする場合における当該出資を受けた会社（中小企業者である会社に限る。）をいう。以下同じ。）
- (4) 連鎖化事業に係る貸付 事業協同組合若しくは協同組合連合会又は出資会社
- (5) 共同施設事業に係る貸付 特定中小企業団体又は企業組合若しくは協業組合

- (6) 経営改革事業に係る貸付 特定中小企業団体又は出資会社
- (7) 設備リース事業に係る貸付 特定中小企業団体
- (8) 企業合同事業に係る貸付 合併会社又は出資会社
- (9) 集団化事業に係る貸付 事業協同組合若しくは協同組合連合会又は事業協同組合若しくは協同組合連合会の組合員等である特定中小事業者（政令第2条第1項第3号に規定する特定中小事業者をいう。以下同じ。）、企業組合若しくは協業組合
- (10) 集積区域整備事業に係る貸付 事業協同組合若しくは協同組合連合会、商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会又は当該組合若しくは連合会の組合員等である中小企業者
- (11) 地域産業創造基盤整備事業に係る貸付 特定会社、公益法人、商工会等又は市町村
- (12) 商店街整備等支援事業に係る貸付 特定会社、公益法人又は商工会等
- (13) 地域産業創造基盤整備活性化事業に係る貸付 特定会社、公益法人、商工会等又は市町村
- (14) 商店街整備等活性化支援事業に係る貸付 特定会社、公益法人又は商工会等
- （貸付金額）

第3条の4 貸付の金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 小規模事業者貸付 貸付の相手方が貸付対象施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な資金につき知事が査定した金額（以下「査定金額」という。）の100分の90以内
- (2) 広域貸付 査定金額の100分の80以内
- (3) 施設再整備貸付 査定金額の100分の90以内（広域貸付又は普通貸付に相当するものにあっては、100分の80以内）
- (4) 普通貸付 査定金額の100分の80以内
- (5) 災害復旧貸付 査定金額の100分の90以内
- （貸付利率）

第3条の5 有利子貸付の利率は、年1.05パーセントとする。

（償還期限等）

第3条の6 貸付の償還期限は、20年以内（3年以内の据置期間を含む。）において、貸付対象施設の耐用年数、貸付の相手方の償還能力等を勘案して、知事が定めるものとする。

第3条の7から第3条の12までを削る。

第3条の13の見出し並びに同条第1項及び第2項中「事業計画書」を「事業実施計画書」に改め、同条を第3条の7とする。

第6条第3項中「失い、又は第1項の要件を欠くに至った」を「失った」に改める。

第10条第1項中「第3条第1項及び第3条の12第1項の中小企業高度化資金」を「第3条第1号から第10号までに掲げる事業に係るもの」に、「設置する」を「整備する」に、「第

3条の2第1項、第3条の3第1項、第3条の4第1項、第3条の5第1項、第3条の6第1項及び第3条の7第1項の中小企業高度化資金」を「同条第11号から第14号までに掲げる事業に係るもの」に改める。

第12条の見出し中「償還等」を「償還方法」に改め、同条第1項を次のように改める。

貸付金の償還方法は、知事が定める据置期間の経過後、半年賦の元金均等の割賦支払の方法によるものとする。ただし、知事が必要と認めたときは、一括支払その他の方法によることができる。

第12条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第13条第1項中「貸付金」を「有利子貸付に係る貸付金」に、「第3条第2項、第3条の2第2項、第3条の3第2項又は第3条の5第2項」を「第3条の5」に改め、同条第2項中「知事の定めるところにより、その定める」を「貸借契約に定められた」に改める。

第17条第5号中「第3条第2項、第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第3条の5第2項、第3条の6第2項、第3条の7第2項又は第3条の12第2項の規定により知事が査定した額」を「査定金額」に改める。

第19条中「すべて貸付対象施設等の設置場所の」を「貸付対象施設の所在地（整備等を行う予定地を含む。）を所管する」に改める。

第20条を次のように改める。

（貸付金の償還猶予）

第20条 知事は、中小企業高度化資金の貸付を受けた者が災害、経済事情の著しい変動その他特別の事情により貸付金の償還が著しく困難であり、かつ、知事が定める基準に適合するときは、その償還を猶予することができる。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第3条の2関係）

貸付の種類		要件
有利子貸付	(1) 小規模事業者貸付	第3条第9号又は第10号に掲げる事業のうち、小規模事業者（常時使用する従業員の数が20人以下（商業又はサービス業（ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。）に属する事業を主たる事業として行う者については、常時使用する従業員の数が5人以下）の会社、個人、企業組合及び協業組合をいう。以下同じ。）が行うものに係る貸付（無利子貸付の要件に該当するものを除く。）
	(2) 広域貸付	第3条第4号、第5号又は第7号から第9号までに掲げる事業のうち、当該事業に直接又は間接に参加しようとする

		る中小企業の当該事業に係る事務所又は事業所の所在地が4以上の都道府県の区域にわたるものに係る貸付（無利子貸付の要件に該当するものを除く。）
(3) 施設再整備貸付		ア 第3条第1号から第10号までに掲げる事業のうち、過去に中小企業高度化事業を行った中小企業者が、新分野進出等経営環境の変化に対応するために施設を整備し、又は既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するための施設を再度整備するものに係る貸付（無利子貸付の要件に該当するものを除く。） イ 第3条第9号に掲げる事業を実施した事業協同組合又は協同組合連合会が同号の事業として実施する空き区画等を再度整備するものに係る貸付（無利子貸付の要件に該当するものを除く。）
(4) 普通貸付		第3条第1号から第10号までに掲げる事業のうち(1)から(3)までに掲げる貸付の要件のいずれにも該当しないもの（無利子貸付の要件に該当するものを除く。）又は同条第13号若しくは第14号に掲げる事業に係る貸付
無利子貸付	(1) 小規模事業者貸付	第3条第9号又は第10号に掲げる事業のうち、小規模事業者が行うものに係る貸付であって、別表第2に掲げる要件のいずれかに該当するもの
	(2) 広域貸付	第3条第4号、第5号又は第7号から第9号までに掲げる事業のうち、当該事業に直接又は間接に参加しようとする中小企業の当該事業に係る事務所又は事業所の所在地が4以上の都道府県の区域にわたるものに係る貸付であって、別表第2に掲げる要件のいずれかに該当するもの
	(3) 施設再整備貸付	次の貸付であって、別表第2に掲げる要件のいずれかに該当するもの ア 第3条第1号から第10号までに掲げる事業のうち、過去に中小企業高度化事業を行った中小企業者が、新分野進出等経営環境の変化に対応するために施設を整備し、又は既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するための施設を再度整備するものに係る貸付 イ 第3条第9号に掲げる事業を実施した事業協同組合等（政令第2条第1項第3号に規定する事業協同組合等をいう。以下同じ。）が第3条第9号の事業として実施する空き区画等を再度整備するものに係る貸付

(4) 普通貸付	第3条第1号から第10号までに掲げる事業のうち(1)から(3)までに掲げる貸付の要件のいずれにも該当しないもの（別表第2に掲げる要件のいずれかに該当するものに限る。）又は同条第11号若しくは第12号に掲げる事業に係る貸付
(5) 災害復旧貸付	第3条各号に掲げる事業のうち災害を受けた事業用施設の復旧を図るものであって、知事が定める基準に適合するものに係る貸付

別表第2

- 1 第3条第3号に掲げる事業のうち、当該事業を実施する事業協同組合等、事業協同小組合又は協業組合の組合員等、合併会社に係る当該合併の当事者又は出資会社の出資者の3分の2以上が製造業若しくは情報サービス業のいずれかの業種又は相互に関連性の高い製造業及び情報サービス業を行うものである場合の当該事業に係る資金の貸付であって、知事が定めるもの
- 2 第3条第5号又は第9号に掲げる事業のうち、汚水、ばい煙、産業廃棄物、騒音等の公害を共同で処理し、若しくは防止する施設又はエネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成5年法律第18号）第20条第2項の規定により読み替えて準用する同法第5条第2項に規定する中小企業承認事業計画（以下単に「中小企業承認事業計画」という。）に基づいて実施する事業の用に供する施設を整備するものに係る資金の貸付であって、知事が定めるもの
- 3 第3条第6号に掲げる事業のうち、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）第5条第3項に規定する認定振興計画、同法第8条第3項に規定する認定共同振興計画若しくは同法第10条第3項に規定する認定活性化計画に基づき実施するもの又は中小企業承認事業計画に基づき実施するものに係る資金の貸付
- 4 第3条第9号又は第10号に掲げる事業のうち、公園、緑地その他の地域環境の保全に資する施設等を整備するものに係る資金の貸付であって、知事が定めるもの
- 5 第3条第1号から第3号まで、第5号、第6号、第9号又は第10号に掲げる事業のうち、災害の発生を未然に防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するための共同防災施設を整備するものに係る資金の貸付であって、知事が定めるもの
- 6 第3条第5号又は第10号に掲げる事業のうち、中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号。以下「小振法」という。）第4条第1項の認定を受けた商店街整備計画に基づき実施するものに係る資金の貸付であって、知事が定めるもの
- 7 第3条第9号に掲げる事業のうち、小振法第4条第2項の認定を受けた店舗集団化計

画に基づき実施するものに係る資金の貸付であって、知事が定めるもの

- 8 第3条第3号に掲げる事業のうち、小振法第4条第3項の認定を受けた共同店舗等整備計画に基づき実施するものに係る資金の貸付であって、知事が定めるもの
- 9 第3条第6号に掲げる事業のうち、小振法第4条第4項の認定を受けた電子計算機利用経営管理計画に基づき実施するものに係る資金の貸付
- 10 第3条第4号に掲げる事業のうち、小振法第4条第5項の認定を受けた連鎖化事業計画に基づき実施するものに係る資金の貸付
- 11 第3条第3号、第5号、第9号又は第10号に掲げる事業のうち、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号）第5条第2項に規定する認定計画に基づき実施するものに係る資金の貸付であって、知事が定めるもの
- 12 第3条第3号、第5号、第9号又は第10号に掲げる事業（同条第3号に掲げる事業にあっては、特定中小企業団体の行うものに限る。）のうち、中小企業流通業務効率化促進法（平成4年法律第65号）第5条第2項に規定する認定計画に基づき実施するものに係る資金の貸付であって、知事が定めるもの
- 13 第3条第5号から第9号までに掲げる事業のうち、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成7年法律第47号）第5条第2項に規定する認定研究開発等事業計画に基づき実施するものに係る資金の貸付であって、知事が定めるもの
- 14 第3条第5号、第6号、第8号又は第9号に掲げる事業のうち、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成9年法律第28号）第8条第2項に規定する承認高度化等計画、同法第10条第2項に規定する承認高度化等円滑化計画、同法第24条第2項に規定する承認進出計画又は同法第26条第2項に規定する承認進出円滑化計画に基づき実施するものに係る資金の貸付であって、知事が定めるもの
- 15 第3条第5号、第6号又は第9号に掲げる事業のうち、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成10年法律第92号。以下「中心市街地活性化法」という。）第17条第2項に規定する認定特定事業計画に基づき実施するものに係る資金の貸付であって、知事が定めるもの
- 16 第3条第3号、第5号、第9号又は第10号に掲げる事業（同条第5号に掲げる事業にあっては、特定中小企業団体の行うものに限る。）のうち、中心市街地活性化法第21条第2項に規定する認定中小小売商業高度化事業計画に基づき実施するものに係る資金の貸付
- 17 第3条第1号又は第3号から第9号までに掲げる事業のうち、中小企業経営革新支援法（平成11年法律第18号）第5条第2項に規定する承認経営革新計画に基づき実施するものに係る資金の貸付であって、知事が定めるもの
- 18 第3条第2号から第7号まで又は第9号に掲げる事業（以下この事項において「特定

事業」という。)のうち、下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)第7条第2項に規定する承認計画に基づき実施するものに係る資金の貸付であって、当該特定事業に参加する事業者のうち、10分の7以上が当該承認計画に記載された中小企業者であるもの
別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第4条関係)
中小企業高度化資金貸付申請書

北海道知事様
年 月 日

住所
氏名
(法人にあっては、主たる
事務所の所在地並びに名
称及び代表者の氏名)

北海道中小企業高度化資金貸付規則に基づく中小企業高度化事業実施のための資金の貸付けを受けたいので、事業実施計画書を添えて申請します。
記

貸付申請額	金	千円
利 率	年	パーセント
償 還 方 法	年 月 日を第1回目とし、以後毎年 月 日及び 月 日までに、金 円ずつ分割して償還し、 年 月 日に残額金 円を償還	
貸付希望時期	年 月 日	

- (添付書類)
- 1 診断報告書指導意見対応書
 - 2 事業実施計画書
 - 3 主務大臣又は知事の承認又は認定を受けた計画に基づき実施される事業については、当該計画書及び承認書又は認定書の写し

- 4 連帯保証確認書(添付書類を含む。)
- 5 組合の場合は、組合役員名簿
- 6 抵当権設定確認書

別記第2号様式中「平成」を削り、同様式第7条中「和議開始」を「民事再生手続開始」に、「会社更生手続開始」を「会社更生手続開始」に改め、同様式中第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。
(調査等)

第12条 乙及び連帯保証人は、甲又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から求めがあったときは、乙の経営状態、連帯保証人の資力の状態その他の状況についての調査又は資料の提出に応じなければならない。
別記第2号様式中「北海道知事 氏 名」を「北海道知事」に、

「住所 氏 名」を「法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名」に、

「連帯保証人住所 氏 名」を「連帯保証人住所 氏名」に改める。
「事務所の所在地 組合(会社)名 代表者名」を

「住所 氏 名」に改める。
(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

別記第2号様式の3中「平成」を削り、
「住所 組合(会社)名 代表者名」を

（法人にあっては、主たる 事務所の所在地並びに名 称及び代表者の氏名） に改める。 別記第3号様式から別記第5号様式までの規定中「平成」を削り、 「事務所の所在地 組合（会社）名 代 表 者 名 「住 所 氏 名 （法人にあっては、主たる 事務所の所在地並びに名 称及び代表者の氏名） に改める。 附 則 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 この規則による改正前の北海道中小企業高度化資金貸付規則の規定に基づき貸付された 中小企業高度化資金については、なお従前の例による。	「 地方労働委員会事務局 」を「 労働委員会事務局 」に改める。 別表の付表中 附 則 この訓令は、平成17年1月1日から施行する。
訓 令	告 示
北海道訓令第15号 本 庁 出 先 機 関 北海道事務決裁規程及び北海道文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成16年12月28日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道事務決裁規程及び北海道文書管理規程の一部を改正する訓令 （北海道事務決裁規程の一部改正） 第1条 北海道事務決裁規程（昭和41年北海道訓令第3号）の一部を次のように改正する。 第2条第6号中「地方労働委員会事務局長」を「労働委員会事務局長」に改める。 第4条第1項中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。 別表第2の総務部人事課の事項第4項の部長専決事項の欄第3号中「地方労働委員会」 を「労働委員会」に改める。 （北海道文書管理規程の一部改正） 第2条 北海道文書管理規程（平成10年北海道訓令第7号）の一部を次のように改正する。	北海道告示第1007号 昭和36年北海道告示第1228号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。 その関係図面は、北海道農政部農村整備課及び北海道留萌支庁農業振興部調整課に備え置 いて縦覧に供する。 平成16年12月28日 北海道知事 高 橋 はるみ 5 天塩沿岸海岸保全区域の表天塩沿岸の(7)遠別海岸の遠別町の項海岸保全区域の欄の2の 事項を次のように改める。 2 字啓明1017番海側南角A点（X = 84,065.717、Y = - 37,400.562）、A点から海側沿い に字北浜303 - 1 海側南角B点（X = 81,732.484、Y = - 37,090.343）まで引いた線、B 点から字北浜25 - 1 の北側西角C点（X = 81,728.754、Y = - 37,056.294）まで引いた線、 C点から16 - 1 地内D点（X = 81,035.930、Y = - 36,972.727）を結ぶ線と、D点から西 に256.93メートルの②点（X = 81,035.928、Y = - 37,229.654）と、A点から西に170メ ートルの①点（X = 84,065.716、Y = - 37,570.563）を結ぶ線とに囲まれた区域 北海道告示第1008号 森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指 定する。 平成16年12月28日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 保安林の所在場所 茅部郡鹿部町字大岩102の10、102の11 2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備 3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法 ア 主伐は、択伐による。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び鹿部町役場に備え置いて縦覧に供する。) 北海道告示第1009号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。 平成16年12月28日 北海道知事 高 橋 はるみ <table><tr><td>路 線 名</td><td>供 用 開 始 の 区 間</td><td>供用開始の期日</td></tr><tr><td>道道 岩見沢桂沢線</td><td>三笠市唐松青山町443番1地先から 三笠市唐松青山町443番1地先まで</td><td>平成16.12.28</td></tr></table> 北海道告示第1010号 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。 その関係図面は、北海道建設部砂防災害課及び北海道函館土木現業所に備え置いて縦覧に供する。 平成16年12月28日 北海道知事 高 橋 はるみ 松前原口その2急傾斜地崩壊危険区域 次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱3号までを順次に結んだ線及び標柱1号と標柱3号とを結んだ線によって囲まれた区域 <table><tr><td>郡 市</td><td>町</td><td>字</td><td>地 番</td><td>標 柱</td></tr><tr><td>松前郡</td><td>松前町</td><td>原口</td><td>465番地先の国有地</td><td>1</td></tr><tr><td>同</td><td>同</td><td>同</td><td>68番地先の道路敷地</td><td>2、3</td></tr></table>	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	道道 岩見沢桂沢線	三笠市唐松青山町443番1地先から 三笠市唐松青山町443番1地先まで	平成16.12.28	郡 市	町	字	地 番	標 柱	松前郡	松前町	原口	465番地先の国有地	1	同	同	同	68番地先の道路敷地	2、3	北海道地方労働委員会訓令第2号 北海道地方労働委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成16年12月28日 北海道地方労働委員会会長 曾 根 理 之 北海道地方労働委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する訓令 北海道地方労働委員会が保有する個人情報の保護に関する規程（平成6年北海道地方労働委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。 題名を次のように改める。 北海道労働委員会が保有する個人情報の保護に関する規程 第1条中「北海道地方労働委員会」を「北海道労働委員会」に改める。 別記第2号様式中「北海道地方労働委員会会長 様」を「北海道労働委員会会長 様」に、「北海道地方労働委員会事務局」を「北海道労働委員会事務局」に改める。 別記第3号様式から別記第5号様式までの規定中「北海道地方労働委員会会長 印」を「 北海道労働委員会会長 印」に、「北海道地方労働委員会事務局」を「北海道労働委員会事務局」に改める。 別記第6号様式及び別記第7号様式中「北海道地方労働委員会会長 印」を「 北海道労働委員会会長 印」に、「北海道地方労働委員会事務局」を「北海道労働委員会事務局」に、「北海道地方労働委員会に」を「北海道労働委員会に」に改める。 別記第8号様式中「北海道地方労働委員会会長 印」を「 北海道労働委員会会長 印」に、「北海道地方労働委員会事務局」を「北海道労働委員会事務局」に改める。 別記第9号様式中「北海道地方労働委員会会長 様」を「北海道労働委員会会長 様」に、「北海道地方労働委員会事務局」を「北海道労働委員会事務局」に改める。 別記第10号様式中「北海道地方労働委員会会長 印」を「 北海道労働委員会会長 印」に、「北海道地方労働委員会事務局」を「北海道労働委員会事務局」に改める。 別記第11号様式及び別記第12号様式中「北海道地方労働委員会会長 印」を「 北海道労働委員会会長 印」に、「北海道地方労働委員会事務局」を「北海道労働委員会事務局」に、「北海道地方労働委員会に」を「北海道労働委員会に」に改める。 別記第13号様式中「北海道地方労働委員会会長 様」を「北海道労働委員会会長 様」に、「北海道地方労働委員会事務局」を「北海道労働委員会事務局」に改める。 別記第14号様式中「北海道地方労働委員会会長 印」を「 北海道労働委員会会長 印」に、「北海道地方労働委員会事務局」を「北海道労働委員会事務局」に、「北海道地方労働委員会に」を「北海道労働委員会に」に改める。 別記第15号様式中「北海道地方労働委員会会長 様」を「北海道労働委員会会長 様」に、「北海道地方労働委員会事務局」を「北海道労働委員会事務局」に改める。
路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日																				
道道 岩見沢桂沢線	三笠市唐松青山町443番1地先から 三笠市唐松青山町443番1地先まで	平成16.12.28																				
郡 市	町	字	地 番	標 柱																		
松前郡	松前町	原口	465番地先の国有地	1																		
同	同	同	68番地先の道路敷地	2、3																		
道 地 方 労 働 委 員 会 訓 令																						

別記第16号様式中「北海道地方労働委員会会長 印」を「北海道労働委員会会長 印」に、「北海道地方労働委員会事務局」を「北海道労働委員会事務局」に改める。

附 則

この訓令は、平成17年1月1日から施行する。

北海道地方労働委員会訓令第3号

北海道情報公開条例の施行に関する北海道地方労働委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年12月28日

北海道地方労働委員会会長 曾 根 理 之

北海道情報公開条例の施行に関する北海道地方労働委員会規程の一部を改正する訓令
北海道情報公開条例の施行に関する北海道地方労働委員会規程（平成10年北海道地方労働委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北海道情報公開条例の施行に関する北海道労働委員会規程

第1条中「北海道地方労働委員会」を「北海道労働委員会」に改める。

別記第1号様式中「北海道地方労働委員会会長 様」を「北海道労働委員会会長 様」に改める。

別記第2号様式及び別記第3号様式中「北海道地方労働委員会会長 印」を「北海道労働委員会会長 印」に改める。

別記第4号様式から別記第7号様式までの規定中「北海道地方労働委員会会長 印」を「北海道労働委員会会長 印」に、「北海道地方労働委員会に」を「北海道労働委員会に」に改める。

別記第8号様式その1及びその2中「北海道地方労働委員会会長 印」を「北海道労働委員会会長 印」に、「（地方労働委員会）」を「（労働委員会）」に改める。

別記第9号様式中「北海道地方労働委員会会長 印」を「北海道労働委員会会長 印」に改め、同様式の別紙中「北海道地方労働委員会会長 様」を「北海道労働委員会会長 様」に改める。

別記第10号様式中「北海道地方労働委員会会長 印」を「北海道労働委員会会長 印」に、「北海道地方労働委員会会長に」を「北海道労働委員会会長に」に改める。

別記第11号様式から別記第13号様式までの規定中「北海道地方労働委員会会長 印」を「北海道労働委員会会長 印」に改める。

附 則

この訓令は、平成17年1月1日から施行する。

北海道地方労働委員会訓令第4号

北海道地方労働委員会事務局事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年12月28日

北海道地方労働委員会会長 曾 根 理 之

北海道地方労働委員会事務局事務取扱規程の一部を改正する訓令

北海道地方労働委員会事務局事務取扱規程（平成11年北海道地方労働委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北海道労働委員会事務局事務取扱規程

第1条中「北海道地方労働委員会事務局」を「北海道労働委員会事務局」に改める。

第14条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 法規文書

規則 労働組合法（昭和24年法律第174号）第26条第2項の規定により制定するもの

別表第1の課長専決事項第3項中第14号を第18号とし、第6号から第13号までを4号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の4号を加える。

(6) 証人等出頭命令等に係る審尋の通知

(7) 証人出頭命令等の審査申立書の送付

(8) 和解調書正本の送達

(9) 執行文の送達

別表第2中

「	令 達 文 書	訓 令	北海道地方労働委員会訓令

」を、	法 規 文 書	規 則	北海道労働委員会規則
	令 達 文 書	訓 令	北海道労働委員会訓令

に、「北海道地方労働委員会告示」を「北海道労働委員会告示」に改める。

別表第3中「北海道及び東北六県地労委連絡協議会総会」を「北海道及び東北六県労委連絡協議会総会」に、「北海道及び東北六県地労委会長連絡会議」を「北海道及び東北六県労委会長連絡会議」に、「十二都道府県地労委公益委員会議」を「十二都道府県労委公益委員

会議」に、「十二都道府県地労委労働者委員研究会」を「十二都道府県労委労働者委員研究会」に、「12都道府県地労委事務局長連絡会議」を「12都道府県労委事務局長連絡会議」に、「北海道・東北地労委労働者委員連絡協議会・研究会」を「北海道・東北労委労働者委員連絡協議会・研究会」に、「12都道府県地労委事務局長連絡会議」を「12都道府県労委事務局長連絡会議」に、「北海道・東北地労委事務局長連絡会議」を「北海道・東北労委事務局長連絡会議」に、「北海道・東北地労委事務局次長連絡会議」を「北海道・東北労委事務局次長連絡会議」に、「北海道・東北地労委事務局総務主管課長連絡会議」を「北海道・東北労委事務局総務主管課長連絡会議」に、「北海道・東北地労委事務局審査主管課長連絡会議」を「北海道・東北労委事務局審査主管課長連絡会議」に、「北海道・東北地労委事務局調整主管課長連絡会議」を「北海道・東北労委事務局調整主管課長連絡会議」に改める。

別表第4の第1の1の事項中

「

北	海	道	地	方
労	働	委	員	会
会	長	之	印	

」

を

「

北	海	道		
労	働	委	員	会
会	長	之	印	

」

に、

「

北	海	道	地	方	
労	働	委	員	会	
会	長	代	理	之	印

」

を

「

北	海	道			
労	働	委	員	会	
会	長	代	理	之	印

」

に、

「

北	海	道	地	方	
労	働	委	員	会	
事	務	局	長	之	印

」

を

「

北	海	道			
労	働	委	員	会	
事	務	局	長	之	印

」

に、

「

北	海	道	地	方	労	働
委	員	会	事	務	局	
課	長	之	印			

」

を

「

北	海	道	労	働	
委	員	会	事	務	局
課	長	之	印		

」

に改め、同表の第1の2の

事項中

「

北	海	道	地	方	労	働
委	員	会				
之			印			

」

を

「

北	海	道	労	働		
委	員	会				
之			印			

」

に改め、同表の第2

の事項中

「

会	長	印	24		
会	長	代	理	印	24

」

を

「

会	長	
会	長	代

」

印	30	
理	印	30

に、

事	務	局	長	印	
事	務	局	課	長	印

24
22

を

事	務	局	長	印	27	
事	務	局	課	長	印	23

に、

「

委	員	会	印	30
---	---	---	---	----

」

を

「

委	員
---	---

」

会	印	27
---	---	----

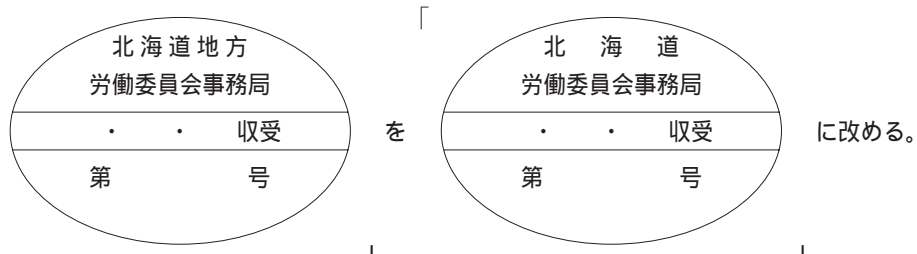
に改める。

別記第1号様式中

平成16年12月28日（火曜日）

北 海 道 公 報

第1634号 49



別記第9号様式の2及び別記第9号様式の3中「北海道地方労働委員会事務局 課」を「北海道労働委員会事務局 課」に改める。

別記第10号様式及び別記第11号様式中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

附 則

この訓令は、平成17年1月1日から施行する。